

「土木工事書類作成マニュアル」への意見に対する回答(令和6年3月)

No.	ページ	意見			意見に対する回答
		県	立場	内容	
1	—	—	③支援業務者	物価上昇等の影響もあり、工事受注者からスライド条項に関する問い合わせが増加しており、土木工事書類作成マニュアルにスライド条項のリンク先等を掲載して頂きたい。	スライド条項関係を様式とあわせて追加します。
2	—	高知県	②発注者	週休2日交代制モデル工事の確認のための作業員ごとの出勤簿が非常に手間がかかります。1か月以上従事するかどうかかわからないけど毎日一人ずつ記入しないといけないし、時々来る交通誘導員は、土日休みかどうか把握できないし。。。元請と主要な下請け会社(交通誘導員除く)とかにさせていただきたいです。	週休2日制の実施(達成)状況については、工事成績評定の加算項目となっています。交代制モデル工事についても適正な評価を行う必要がありますので、ご協力をお願いします。なお、特記仕様書で記載のとおり、確認の対象は技術者および技能労働者としており、交通誘導員は含みません。
3	1	—	③支援業務者	土木工事共通仕様書(案)P1-7(1-1-1-4 施工計画書)に「法定休日・所定休日(週休二日の導入)」が追加されたため、土木工事書類作成マニュアル(1-1-1 施工計画書作成の要点)にも追加をお願いしたい。	(17)その他の「3)休日計画、労働時間」に記載することとなっているが、わかりやすく修正します。
4	3、22	徳島県	①受注者	土木工事書類作成マニュアル記載のURLへのアクセスが2段階書きになっていると接続できません。便利な機能ですが1段階で収まるよう記載して頂きたい。 (例 P3記載の四国地方整備局ホームページ) 又、URLにアクセスしてもログインできないURLがあります。 (例 P22建退協)	P3については、ログインできるように修正します。 P22については、データのリンク先を修正します。
5	4	徳島県	③支援業務者	工事関係書類一覧表の最下部に【当面、紙での提出は押印必要。なお、押印省略も可とするが・・・】とあるが、紙提出の場合押印は必要なか不要なのかはっきりして欲しい。	現在、全ての書類について電子納品に向けて推進しているところであるが、調整中のものを紙による提出としています。その中で、電子データの受け渡しを推奨しつつ、紙での提出の場合は押印が必要としています。ただし、メールでの受け渡しについては、責任者等の明確化のため会社名等を記載することとしています。  「なお、メールによる受け渡しの場合は、押印の省略も可とするが。。。」に修正します。
6	4	高知県	①受注者	提出資料は決まっているはずなのに、ICT協議の資料が必要なものが、事務所毎で違ったりして再提出したりしているので周知してほしい。	添付-32「ICT施工に関する提出書類・協議内容の参考例」を参照してください。
7	4-8	徳島県	①受注者	工事関係書類一覧表について、工事書類の作成(紙と電子の別)に関して事前協議をしますが、その時に工事関係書類一覧表を追加修正する必要があります。エクセル等のデータがあれば修正しやすいのですが、ダウンロードできるようになりませんか。(すでにダウンロードできるようになっていればすみません)	様式工事関係書類一覧表のオリジナルデータをダウンロードできるように修正します。
8	5	高知県	③支援業務者	工事関係書類一覧表の協議・承諾で紙と電子との区別を特記仕様書に記載し、その内容に意義がある場合に協議・承諾を行っている他地整がありました。特記に記載することでその通り提出を行うので、協議・承諾のやり取りが少なかったと思います。	特記仕様書の条件明示「工事書類の作成」に「土木工事書類作成マニュアル」に基づき実施する旨を記載しているほか、「工事関係書類一覧表」(四国地方整備局ホームページ掲載)により事前協議する旨を記載しています。
9	6	—	③支援業務者	(4)指定建設機械【留意点】1)低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定に基づき指定された建設機械だけでなく、土木工事共通仕様書(案)P1-25 表1-1-1に記載されている排出ガス対策型建設機械も追加してほしい。	排出ガス対策型建設機械について追記します。
10	17	—	③支援業務者	表の中の☆元請負人に関する事項に誤字がある。 ○下請け契約を締結した英号所の名称及び所在地 英号所 → 営業所に修正。	修正します。
11	17,18	—	③支援業務者	建設業法施行規則において、施工体制台帳の一部として作業員名簿の作成が義務付けられているが、施工体制台帳に添付すべき書類に「作業員名簿」が記載されていないため、工事受注者から提出されないケースがあります。このため、「建設工事の従事者に関する事項(作業員名簿)」と記載してはいかがでしょうか。	建設工事の従事者に関する事項の(5)様式として作業員名簿を求めているものであるが、わかりやすく修正します。
12	16	愛媛県	①受注者	施工計画書へ記載する項目に、共通仕様書(改定)では新しく「法定休日・所定休日(週休二日の導入)」が追加されているので、反映をお願いしたい。	(17)その他の「3)休日計画、労働時間」に記載することとなっているが、わかりやすく修正します。
13	17	愛媛県	①受注者	施工体制台帳に添付すべき書類について、配置技術者の資格・雇用関係について元請のみでよいのか1次下請けまで必要なか明確でないため1次まで書類提出を求められる箇所と、不要である箇所がある。建設業法のポイントではP23では元請けに限定されている。	建設業法のポイントに記載されているとおり、一次下請負人に関する事項は必要であるほか、二次下請等に関しても、再下請通知書と再下請負人との契約書の写しを提出する必要があります。
14	17、18	徳島県	③支援業務者	施工体制台帳に記載すべき内容 建設工事の従事者に関する事項→作業員名簿に関する事項に変更しては如何でしょうか。	建設工事の従事者に関する事項の(5)様式として作業員名簿を求めているものであるが、わかりやすく修正します。
15	19、20	徳島県	①受注者	土木工事書類作成マニュアル記載の書類作成様式と国土交通省ホームページの作成例、ダウンロード様式が一致していません。 (例 作業員名簿) 土木工事作成マニュアル作成時に様式を作成したオリジナルデータをダウンロードできるようにホームページも更新して頂きたい。	様式のオリジナルデータをダウンロードできるように修正します。 本省HP掲載は不動産・建設経済局(建設業課)のもので、こちらを使用しても法的には問題ないですが、直轄工事においては本マニュアルの様式を使用をお願いします。
16	20	—	③支援業務者	土木工事書類作成マニュアルP20(作業員名簿 様式-6)と国土交通省HPの作成例及びダウンロードデータ(エクセルファイル)の整合を図る必要があるのではないのでしょうか。(工事書類作成マニュアルのほうが記載事項が多い。)	様式のオリジナルデータをダウンロードできるように修正します。 本省HP掲載は不動産・建設経済局(建設業課)のもので、こちらを使用しても法的には問題ないですが、直轄工事においては本マニュアルの様式を使用をお願いします。

「土木工事書類作成マニュアル」への意見に対する回答(令和6年3月)

No.	ページ	意見			意見に対する回答
		県	立場	内容	
17	22	—	③支援業務者	1-5建設業退職金共済制度の掛金収納書に記載されている。様式の電子データのURLがリンクしていない。 ( <a href="http://www.kentaikyotaisyokukin.go.jp/download/download01.html">http://www.kentaikyotaisyokukin.go.jp/download/download01.html</a> )	データのリンク先を修正します。
18	25,26,27,28,31,32,33,89,90,91,92,93,104,105,106,107,113,114,115,116,117,121,122,123,126,129	高知県	③支援業務者	提出書類の様式について、令和3年度のマニュアルから様式の受注者に「印」のマークが削除されています。押印不要という流れになったと思いますが、契約時や完成時の提出書類には押印が必要と思われる書類もありますので、発注者・受注者ともに、意思統一が出来ていないように思います。押印不要なものに関しては不要と明記してもらえないでしょうか。	工事関係書類一覧表に記載しているとおり、情報共有システムを推奨するなど、押印を廃止する方向ですので様式からは「印」を削除しているものです。
19	35	徳島県	①受注者	土木工事書類作成マニュアル(P35)工事打合せ簿に指示とは契約図書のために基づき、監督職員が受注者に対し、工事施工上必要な事項について書面をもって示し、行わせることとの記載があり、例年書類内容、添付資料の作成について意見が出ていますが、現場運営を円滑に進めるにおいて現場条件により標準施工が当てはまらない工種において資料作りは発注者、受注者で意見を出しあい、施工できる内容で指示を頂きたい。	適正化指針にも記載しているとおり、設計図書(指示含む)についてはその充実を努めるとともに、照査範囲を超えるものは契約書第19条によることを指導徹底します。 また、設計施工調整会議や設計変更協議会などを有効に活用し、受注者への負担軽減を図ります。
20	57, 60	愛媛県	①受注者	材料確認及び立会時等において監督職員及び現場技術員が臨場した場合に写真撮影は不要となっていますが、現場技術員のみ立会時には写真撮影および提出を求められています。マニュアルと対応が違いますが今後も必要となるのでしょうか。	写真管理基準上は、監督員または現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形写真や臨場時の状況写真は不要としているものであるが、四国地整の運用として、土木工事書類作成マニュアルの中で材料確認も同様な扱いとしているものです。基準のとおり、現場技術員のみ場合も不要です。 ただし、材料の形状寸法等や品質証明、検査実施状況は写真管理基準に基づき適切に撮影してください。 なお、施工状況の把握は監督職員等が適宜臨場等により把握するものであり、受注者に写真を求めるものではありません。 また、材料確認、段階確認以外で確認・立会が必要な場合の写真は不要とはしていないので、必要に応じて撮影を行ってください。
21	60	—	③支援業務者	2-6段階確認に関する内容のため、『(2)段階確認・立会における留意点』を『(2)段階確認における留意点』に修正してはいかがでしょうか。	確認・立会と紛らわしいため修正します。
22	63	—	③支援業務者	土木工事共通仕様書(案)P3-4(段階確認一覧表)に「地覆工 橋梁用高欄工(鉄筋組立て完了時)」と記載されているため、土木工事書類作成マニュアル P63(段階確認一覧表)に追加してください。	追加します。
23	63	—	③支援業務者	工事書類作成マニュアル P63 (段階確認一覧表)の種別の「鋼管井筒基礎工」の表記を、土木工事共通仕様書(案)P3-3 及び 土木工事監督技術基準(案)P11に表記された『鋼管矢板基礎工』に修正してください。	修正します。
24	64	—	③支援業務者	表下の注)にある重点監督について、土木工事監督技術基準(案)P9に記載されている具体的な工事を記載してください。	土木工事監督技術基準(案)〈参考〉に記載されている具体的な工事を追加します。
25	84	—	③支援業務者	2)実施工程表 ③維持工事…維持工事と同様な形態をとるような安全施設整備工等においても、準用できるような表現にしていきたい。	「維持工事は、…」を「維持工事や交安維持等は、…」に修正します。
26	61	徳島県	②発注者	段階確認の様式について長年においてこのような様式(予定表-通知書-確認書)となっていますが、現在の実務者の中でこの様式に無駄を感じない人がいるでしょうか。立会予定は工程に影響を与えるため、書面で予定時期を報告し、通知を待つ余裕はありません。また、事前に予定を報告したところで、工程の変更で予定の日時の変更も伴います。実際には結果に合わせて日付の辻褄を合わせることが要求されることとなります。土木工事共通仕様書の段階確認予定時期の書面報告は削除できませんか。働き方改革に伴い、できる限りの無駄を省き、仕様書や基準等要求事項の大幅な見直しを望みます。	週間予定表等の中で段階確認時期並びに項目を把握した上で、段階確認通知を行うものとし、予定時期の報告については省略するように様式を見直します。 なお、段階確認一覧については最低限の頻度を全国基準で定められているものであり現時点において変更することはできません。(監督技術基準の遠隔臨場を有効に活用してください。)
27	86	徳島県	①受注者	品質管理基準(Ⅱ-3)について、橋梁床版コンクリートのスランプ測定は原則全車測定となっている。JIS工場で供給されるコンクリートについて、橋梁床版だけ厳格化する意図が不明。協議して低減できるとあるが、協議しても認められないことがあるうえ、そもそもなぜ橋梁床版だけ協議する手間が発生するのか。全車測定に係る費用も経費を圧迫している。	過去に道路橋床版工において品質不良に係る事案が発生したことから、コンクリート標準示方書に厳しいスランプの品質管理基準が定められています。 現時点においては見直しは困難であるが、試験の結果が安定し良好な場合は頻度について、安定な良好な状態の判断とあわせ監督職員と協議を行ってください。(判断基準の明確化や抜本的見直しについて本省に伝える。)
28	99	—	③支援業務者	表中の「細粗の別」「洗い試験…」の文字が入っていない。	修正します。
29	102	—	③支援業務者	備考欄4行目の「養成」→「養生」(2箇所誤字) 備考欄7行目の「養成」→「養生」(2箇所誤字)	修正します。
30	102	徳島県	①受注者	出来形管理基準(Ⅰ-133)について、床版工の鉄筋間隔管理規格が橋軸方向鉄筋全数測定となっている。全数測定しての管理資料作成は業務を圧迫している。写真管理・段階確認・非破壊試験があるのにそこまで管理する意図が不明。	床版工の橋軸方向の鉄筋は橋梁自体の重要な鉄筋であり鉄筋全数を測定し、出来形管理を行うこととしています。(写真は1スパンに1回) なお、非破壊検査は施工後の品質管理の項目、段階確認は監督職員等が確認一覧表に基づき実施しているものであり、受注者の出来形管理とは異なるものです。
31	118	徳島県	③支援業務者	検査時に検査官から提示するよう言われたことがないですが、「工事現場における施工体制の把握表」の作成は、今後も必要でしょうか。	技術検査官が、工事成績評価を行う際に参考にしているものであり今後も作成をお願いします。

「土木工事書類作成マニュアル」への意見に対する回答(令和6年3月)

No.	ページ	意見			意見に対する回答
		県	立場	内容	
32	133	—	③支援業務者	表の最下段「工事現場における施工体制の把握表」の表示修正。	修正します。
33	151	徳島県	②発注者	「受注者は、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目又は、地域社会への貢献として評価できる項目について、工事完成時までに所定の様式により監督職員に提出することができる。」とあるが工期ギリギリで大量に提出された場合は評価に苦慮するので「受注者は、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目又は、地域社会への貢献として評価できる項目について、実施後2週間以内に所定の様式により監督職員に提出することができる。」に改訂いただきたい。	共通仕様書3-1-1-10「創意工夫」に工事完成時までに、監督職員に提出することができる」と記載されており2週間以内に限定することはできません。(あくまで任意性のものであり、工事成績評価上で加算評価するものです。)したがって、提出されたものは、工事成績評価を行う段階で適正に評価を行ってください。
34	160	高知県	①受注者	工事写真については、オンライン電子納品の対象としないため、別途電子媒体(1部)に格納し監督職員に提出する。標準でASPを利用しているかと思えます。ASPIにて提出するとはなりませんか。電子媒体と書いてしまうと、CD-R,DVD-Rじゃないとダメだと、認識している担当者の方もおられます。標準をASPでの受け渡しとしてはどうでしょうか。CD-Rなどは将来ごみにもなります。(プラスチックごみの削減)	工事写真は施工管理記録として監督職員に提出するものであり、電子成果品ではありません。工事検査における出来形の確認や工事目的物の引渡後における粗雑工事への対応として保存が必要な書類です。契約不適合に係る請求や契約解除が可能である期間以降において工事写真の電子データの利用頻度は低くなります。このため電子媒体での提出としております。
35	161	高知県	①受注者	道路施設基本データの作成は必要でしょうか。あまり意味がないように感じます。	共通仕様書に記載しているとおり、将来の維持管理上、必要なものとなるためご協力をお願いします。
36	162	—	③支援業務者	路上規制工事において、昨年度より全面通行止めの場合は、『規制開始予定時刻及び終了予定時刻にブロックセンターより工事業者に連絡を行う』の運用になっていますので、その旨を記載した方がいいのではないのでしょうか。	受注者の負担軽減のため、ブロックセンターの運用として実施しているもので、留意事項として記載します。なお、当該運用により受注者からの報告を不要とするものではありません。
37	添付-32	高知県	①受注者	BIM/CIMIについても協議～成果の納品の流れや、どの要領等を参照して書類を作成すれば良いかを、おおまかでもよいので掲載して頂けたらありがたいと思います。	追加します。
38	添-35	高知県	①受注者	発注者指定型、受注者希望型(I、II)別にもう少しわかりやすくしていただきたい。総括打合せで協議する際の提出方法も記載していただきたい。	本資料は各段階における大まかな流れを示したものでありますが、記載方法等について適宜改善していきます。なお、協議資料の提出方法については監督職員等へ個別にご相談をお願いします。
39	その他	徳島県	③支援業務者	電子契約システムにより契約関係書類(現場代理人等通知書・工事工程表)は契約担当課を経由して監督職員へ提出される流れとなっているが、監督職員のところへは来ていないのが現実です。よって出張所での工事受注者の技術者の確認等が後追いとなっています。	契約書上の提出書類であり、確認が後追いになっても問題ないと考えています。
40	その他	高知県	①受注者	分かりやすく、簡素化に適したマニュアルをお願いしたいです。	引き続き、マニュアルの改定に努めていきます。